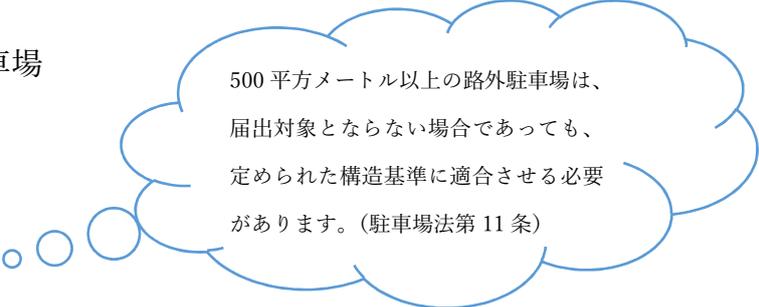


路外駐車場及び特定路外駐車場の届出の手引き

令和4年12月 松江市都市政策課

1. 届出対象となる駐車場
2. 面積の考え方
3. 路外駐車場設置（変更）届出に必要な書類
4. 路外駐車場の構造及び設備の基準
5. 特定路外駐車場設置（変更）届出に必要な書類
6. 特定路外駐車場の構造及び設備の基準

1. 届出対象となる駐車場



500 平方メートル以上の路外駐車場は、届出対象とならない場合であっても、定められた構造基準に適合させる必要があります。(駐車場法第 11 条)

・路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいい、月極駐車場は除きます。

都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分（駐車マス）の面積が 500 平方メートル以上の路外駐車場で、その利用について駐車料金を徴収するものを設置する場合には、あらかじめ届出が必要です。

届け出ている事項を変更しようとするとき、供用の休止や廃止、再開をしたときも同様です。

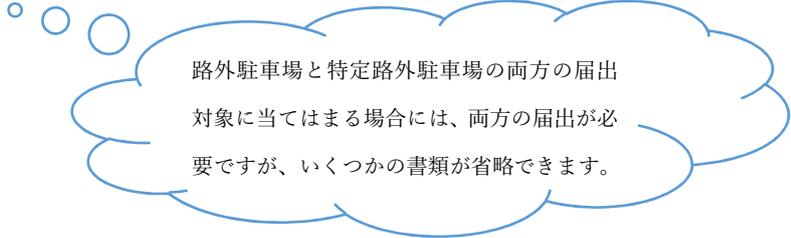
(駐車場法第 12 条、第 14 条)

・特定路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの（ただし、道路付属物としての駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に付属する駐車場は除く）をいい、月極駐車場は除きます。

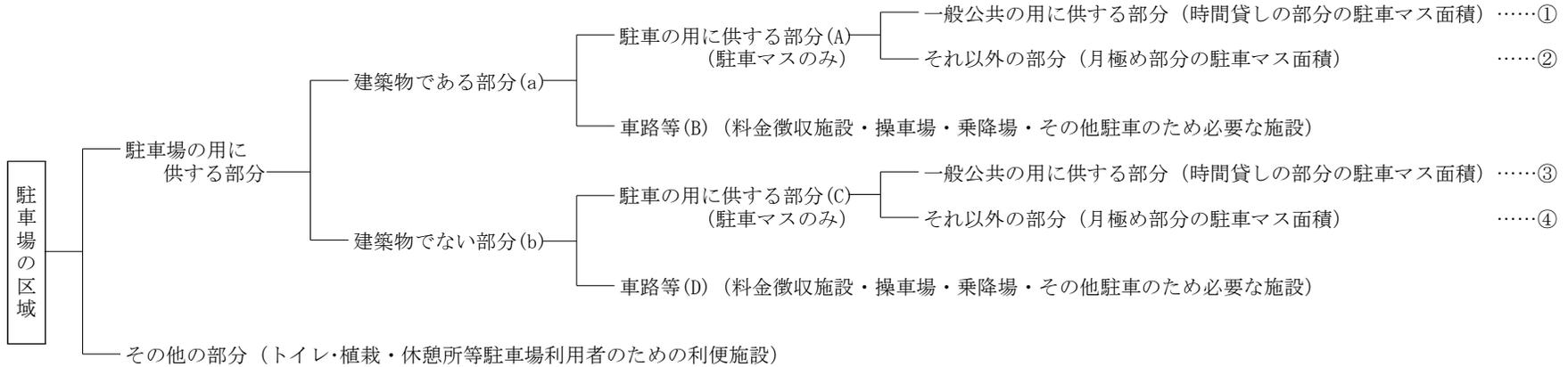
松江市内において、自動車の駐車のために供する部分（駐車マス）の面積が 500 平方メートル以上の特定路外駐車場で、その利用について駐車料金を徴収するものを設置する場合には、あらかじめ届出が必要です。届け出ている事項を変更しようとするときも同様です。ただし、上記路外駐車場設置の届出をしなければならぬ場合にあつては、路外駐車場の届出書類一式にバリアフリー新法で定める簡易な様式を添付すればよいことになっています。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）第 12 条)



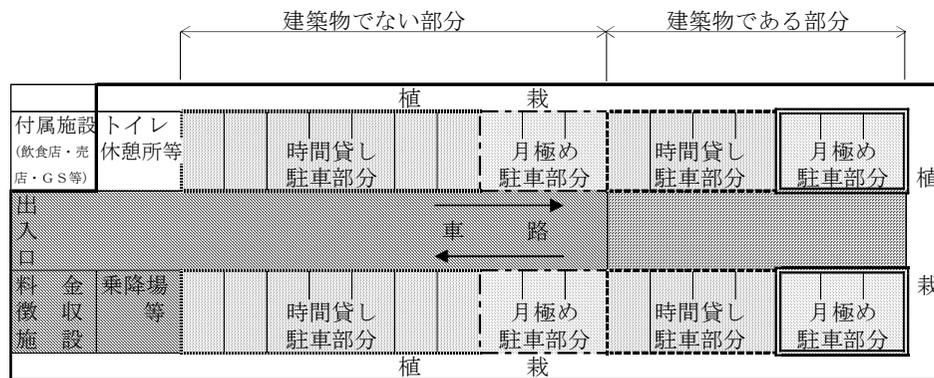
路外駐車場と特定路外駐車場の両方の届出対象に当てはまる場合には、両方の届出が必要ですが、いくつかの書類が省略できます。

2. 路外駐車場・特定路外駐車場 届出書の面積の考え方について



※ 路外駐車場の届出対象：①+③が500㎡以上の駐車場

※ 特定路外駐車場の届出対象：③のうち、道路付属物としての駐車場・公園施設としての駐車場・建築物に付属する駐車場を除いて500㎡以上の駐車場



左のような駐車場の場合

- 駐車場の区域 (付属施設の無い場合、敷地面積)
- 平面駐車場の時間貸し部分……③
- 平面駐車場の月極め部分……④
- 立体駐車場の時間貸し部分……①
- 立体駐車場の月極め部分……②
- 平面駐車場の車路等 (駐車のため必要な施設) ……(D)
- 立体駐車場の車路等 (駐車のため必要な施設) ……(B)

3. 路外駐車場設置(変更)届出に必要な書類

届出の種類	準備する書類	届出時期
設置の届出 (2部ずつ提出)	別記様式(第1条関係) 路外駐車場設置(変更)届出書	あらかじめ
	路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図	
	次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図 イ 路外駐車場の区域 ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物の内部にあるものを除く) ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令(以下「令」という。)第七条第一項に規定する道路の部分及び橋	
管理規程	建築物である路外駐車場にあつては、縮尺二百分の一以上の各階平面図並びに二面以上の立面図及び断面図	駐車場の供用開始後十日以内
	その他、行為の内容を確認するために必要な書類(必要に応じて)	
変更の届出	管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 一 路外駐車場の名称 二 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所) 三 路外駐車場の供用時間に関する事項 四 駐車料金に関する事項 五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項	変更しようとするとき
	別記様式(第1条関係) 路外駐車場設置(変更)届出書	
	設置の届出に添付する図面のうち、変更しようとする事項に係る図面 その他、行為の内容を確認するために必要な書類(必要に応じて)	
休止等の届出	管理規程に定めた事項を変更したときは、変更後の規程	変更から十日以内
	路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したとき、現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときは任意の様式 その他、行為の内容を確認するために必要な書類(必要に応じて)	十日以内

※ 細かな規定については駐車場法、同法施行令、同法施行規則等の関係法令を確認しておくこと

4. 路外駐車場の構造及び設備の基準

(建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、下記の技術的基準によらなければならない)

出入口 (駐車場法施行令第七条)	一	次に掲げる道路又はその部分以外の場所に設けること	
	イ	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル ※1 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分 ※1 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分 ※1 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る) ※1 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分	
	ロ	横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から五メートル以内の道路の部分	
	ハ	幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む)	
	ニ	橋 ※1	
	ホ	幅員が六メートル未満の道路 ※1	
	ヘ	縦断勾配が十パーセントを超える道路	
	二	路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること ※2	
	三	自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って十メートル以上とすること ※2	
	四	自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること ※2	
五	自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること ※2 イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という)の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための止り止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る) 一・三メートル ロ その他の路外駐車場又はその部分 二メートル		

車路 (第八条)	一	自動車円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること	
	二	<p>自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからハまでに定める幅員とすること</p> <p>イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 二・七五メートル(前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分(以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という)の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル)以上</p> <p>ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分(イに掲げる車路の部分を除く) 三・五メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル)以上</p> <p>ハ その他の自動車の車路又はその部分 五・五メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル)以上</p>	
	三	<p>建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ)である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること</p> <p>イ はり下の高さは、二・三メートル以上であること</p> <p>ロ 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ)は、自動車を五メートル以上の内法のり半径で回転させることができる構造(自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法のり半径で回転させることができる構造)であること</p> <p>ハ 傾斜部の縦断勾こう配は、十七パーセントを超えないこと</p> <p>ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること</p>	
高さ (第九条)	建築物	建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、二・一メートル以上でなければならない	
避難階段 (第十条)	建築物である	建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない	
防火区画 (第十一条)	駐車場の場合	建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第二百二条第一項に規定する特定防火設備をいう)によつて区画しなければならない	
換気装置 (第十二条)	駐車場の場合	建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない	
照明装置 (第十三条)	駐車場の場合	<p>建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない</p> <p>一 自動車の車路の路面 十ルクス以上</p> <p>二 自動車の駐車の用に供する部分の床面 二ルクス以上</p>	
警報装置 (第十四条)	駐車場の場合	建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない	
特殊の装置 (第十五条)		上記第七条～第十四条の規定は、特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が上記規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない	
明示 (第十七条)		路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない	

※1 国土交通大臣が認めたものを除く

※2 道路内に設ける出入口については適用しない

駐車区画(参考)

松江市建築物における駐車施設の 附置等に関する条例 ※	①小型自動車用	幅2.3m以上・奥行5.0m以上
	②普通自動車用	幅2.5m以上・奥行6.0m以上(附置義務総台数の30%以上)
	③車椅子利用者用	幅3.5m以上・奥行6.0m以上(上記②のうち1台以上)
	④荷さげき用	幅3.0m以上・奥行7.7m以上(建築物内に設置する場合は梁下の高さ3.0m以上)

※本条例の規定により設置する駐車場に適用

5. 特定路外駐車場設置(変更)届出に必要な書類

届出の種類	※1	準備する書類	届出時期
設置の届出 (2部ずつ提出)	駐車場法第12条に規定する路外駐車場設置の届出要否	不要	あらかじめ
		要	
		不要	
		要	
変更の届出	駐車場法第12条に規定する路外駐車場設置の届出要否	不要	変更しようとするとき
		要	
		不要	
		要	

※ 細かな規定については高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、同法施行令、同法施行規則等の関係法令を確認しておくこと

※1 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

6. 特定路外駐車場の構造及び設備の基準

(駐車場法、駐車場法施行令及び駐車場法施行規則に定めるもののほか、下記の技術的基準によらなければならない)

車いす用(省令第二条)	一	特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という)を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く)の駐車のための駐車場については、この限りでない	
	二	路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること 二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること 三 次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	
路外駐車場移動等円滑化経路(省令第三条)	一	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という)にしなければならない	
	二	路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない 一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない 二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること 三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること 四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る)は、次に掲げるものであること イ 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること ニ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること	
特殊の装置(省令第四条)		前二条の規定は、特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない	

※ 根拠法令: 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

駐車区画(参考)

松江市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 ※	①小型自動車用	幅2.3m以上・奥行5.0m以上
	②普通自動車用	幅2.5m以上・奥行6.0m以上(附置義務総台数の30%以上)
	③車椅子利用者用	幅3.5m以上・奥行6.0m以上(上記②のうち1台以上)
	④荷さばき用	幅3.0m以上・奥行7.7m以上(建築物内に設置する場合は梁下の高さ3.0m以上)

※本条例の規程により設置する駐車場に適用